

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（金銭債権等と保険契約との誤認防止）</p> <p>第五十三条の二　【略】</p> <p>2　【略】</p> <p>3　保険会社は、その営業所又は事務所において、第一項各号に掲げる商品を取り扱う場合には、前項第一号から第三号までに規定する事項を当該営業所内又は事務所内において顧客の目につきやすい場所に適切に掲示しなければならない。</p> <p>（届出事項等）</p> <p>第八十五条　法第二百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>【一～五　略】</p> <p>【一～五　同上】</p> <p>六　その子会社が名称若しくは主な業務の内容を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止することとなつた場合（法第二百二十七条第一項第三号の規定により子会社でなくなりたこと又は子会社対象保険会社等に該当しない子会社となつたことについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）</p>	<p>（金銭債権等と保険契約との誤認防止）</p> <p>第五十三条の二　【同上】</p> <p>2　【同上】</p> <p>3　保険会社は、その営業所又は事務所において、第一項各号に掲げる商品を取り扱う場合には、特定の窓口において取り扱うとともに、前項第一号から第三号までに規定する事項を顧客の目につきやすいように当該窓口に提示しなければならない。</p> <p>（届出事項等）</p> <p>第八十五条　【同上】</p> <p>六　その子会社が名称、本店の所在地若しくは主な業務の内容を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止することとなつた場合（法第二百二十七条第一項第三号の規定により子会社でなくなりたこと又は子会社対象保険会社等に該当しない子会社となつたことについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）</p>

六の二 その子会社が本店の所在地を変更した場合

七 略

く。)

〔号を加える。〕

七 同上

七の二 保険会社又はその子会社が国内の子会社対象会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた場合（当該子会社対象会社を子会社とすることについて法第百六条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により認可を受けようとする場合及び法第百二十七条第一項第二号の規定により届出をしなければならないとされている場合並びに第七号の四に該当する場合を除く。）

七の三 保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合（第七号の五に該当する場合を除く。）

〔七の四～十八 略〕
〔2～6 略〕

（届出事項）

第二百十条の十四 略

2 法第二百七十一条の三十二第二項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一～五 略〕

六 その子会社が商号若しくは名称を変更し、合併し、解散し、又

七の二 保険会社又はその子会社が国内の子会社対象会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた場合（当該子会社対象会社を子会社とすることについて法第百六条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により認可を受けようとする場合及び法第百二十七条第一項第二号の規定により届出をしなければならないとされている場合並びに第七号の四に該当する場合を除く。）

七の三 保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

〔七の四～十八 同上〕
〔2～6 同上〕

（届出事項）

第二百十条の十四 同上

2 同上

〔一～五 同上〕

六 その子会社が商号若しくは名称、本店若しくは主たる営業所若

は業務の全部を廃止することとなつた場合（法第二百七十二条の三十二第二項第二号及び第四号の場合を除く。）

三十二第二項第二号及び第四号の場合を除く。）

六の二 その子会社が本店、主たる営業所又は事務所の所在地を変更した場合

「七〇十 略」

3 保険持株会社（保険持株会社であつた会社を含む。）は、法第二百七十二条の三十二第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類（前項第七号に掲げる場合にあっては同号に規定する事業報告及びその附属明細書）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

（届出事項等）

第二百十一条の五十五 法第二百七十二条の二十一第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇三 略」

四 その子会社が名称若しくは主な業務の内容を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止することとなつた場合（法第二百七十二条の二十一第一項第二号の規定により子会社でなくなつたことについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）

四の二 その子会社が本店の所在地を変更した場合

しくは事務所の所在地を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止することとなつた場合（法第二百七十二条の三十二第二項第二号及び第四号の場合を除く。）

「号を加える。」

「七〇十 同上」

3 保険持株会社（保険持株会社であつた会社を含む。）は、法第二百七十二条の三十二第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類（前項第七号に掲げる場合にあっては同号に規定する事業報告及びその附属明細書又は前項第八号に掲げる場合にあっては同号に規定する書類）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

（届出事項等）

第二百十一条の五十五 「同上」

「一〇三 同上」

四 その子会社が名称、本店の所在地若しくは主な業務の内容を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止することとなつた場合（法第二百七十二条の二十一第一項第二号の規定により子会社でなくなつたことについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）

「号を加える。」

五 第二百十一条の三十六第三項各号に掲げる者のいづれかに該当する者（次号及び第七号において「特殊関係者」という。）を新たに有することと有したこととなつた場合

〔六〇十五 略〕

〔255 略〕

（届出事項）

第二百十一条の八十六 「略」

2 法第二百七十二条の四十二第二項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〇五 略〕

六 その子会社が商号若しくは名称を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止することとなつた場合（法第二百七十二条の四十二第二項第二号及び第四号の場合を除く。）

六の二 その子会社が本店、主たる営業所又は事務所の所在地を変更した場合

七 〔略〕

3 少額短期保険持株会社（少額短期保険持株会社であつた会社を含む。）は、法第二百七十二条の四十二第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類（前項第七号に掲げる場合にあつては同号に規定する事業報告及びその附属明細書）を添付して財務局長等に提出しなけれ

五 第二百十一条の三十六第三項各号に掲げる者に該当する者（次号及び第七号において「特殊関係者」という。）を新たに有することと有したこととなつた場合

〔六〇十五 同上〕

〔255 同上〕

（届出事項）

第二百十一条の八十六 「同上」

2 「同上」

〔一〇五 同上〕

六 その子会社が商号若しくは名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の所在地を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止することとなつた場合（法第二百七十二条の四十二第二項第二号及び第四号の場合を除く。）

〔号を加える。〕

七 〔同上〕

3 少額短期保険持株会社（少額短期保険持株会社であつた会社を含む。）は、法第二百七十二条の四十二第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類（前項第七号に掲げる場合にあつては同号に規定する事業報告及びその附属明細書又は前項第八号に掲げる場合にあつては

ばならない。

備考 表中の「」の記載は注記である。

同号に規定する書類)を添付して財務局長等に提出しなければならない。